



[様式第3号]

資料提供年月日	令和5年3月20日	
問い合わせ先	課名	監査事務局
	電話	直通 803-1552 内線 4564, 4567
担当者	職名・氏名 職名・氏名	課長 吉川 乃 課長 山野井 一喜

広報連絡

1 件 名

指摘事項に対する改善措置状況を公表しました

2 概 要

(1) 指摘事項に対する改善措置状況について

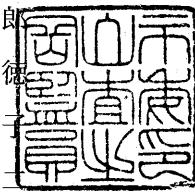
- ① 令和4年11, 12月実施定期監査分（東区役所瀬戸支所）
- ② 令和4年11, 12月実施定期監査分（教育委員会事務局学校教育部就学課）

岡山市監査委員公表第10号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年3月17日

岡山市監査委員 重 松 浩二郎
同 土 居 幸 徳
同 中 原 淑 子
同 吉 本 賢



岡瀬支第 2 号
令和 5 年 3 月 3 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和 4 年 11、12 月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。



別 紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和4年11、12月実施分）

東区役所 濑戸支所

指摘事項

令和4年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、墓地管理手数料において13万円余（収納率0%），駐車場使用料において73万円余（収納率0%）認められました。

今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分についても、滞納繰越を生じないよう要望します。

改善措置状況

【総務民生課】

今回のご指摘を踏まえ、電話と訪問により、滞納者の生活状況の把握と納付催告に努めました。その結果、一部の滞納者から、分納の申し出がありました。

また、生活安全課と、滞納者に対する徵収対策について協議し、催告の進め方について再確認を行いました。今後も、滞納者に関しては、定期的な催告書の送付はもとより、継続的な電話催告と訪問を行うなど、適切な債権管理を行い、滞納の解消に努めます。

なお、現年度分についても、納期限までに納付がない場合には、速やかに督促状の送付、電話催告等を行い、滞納繰越を生じさせないよう努めてまいります。

(参考)

(令和4年9月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
墓地管理手数料（滞納繰越分）	円 138,900	円 0	円 138,900	% 0

(令和5年3月1日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
墓地管理手数料（滞納繰越分）	円 138,900	円 0	円 138,900	% 0

【産業建設課】

今回のご指摘を踏まえ、駐車場使用料の滞納繰越分について、2月に滞納者と電話連絡による納付折衝を行い、分割納付遅れ分の一括納付催告や来庁による面会を催促しています。その後、一部納付がありました。

また、滞納者との交渉で滞納金が完済されない場合に備え、岡山簡易裁判所督促係を訪問し、駐車場使用料の滞納繰越分及び現年度滞納となっている損害賠償金の法的手続きについて確認しました。

今後は法的措置も視野に入れ本人と粘り強く折衝し、収入未済額の解消に努めてまいります。

(参考)

(令和4年9月30日現在)

細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
駐車場使用料（滞納繰越分）	円 734,590	円 0	円 734,590	% 0

(令和5年3月1日現在)

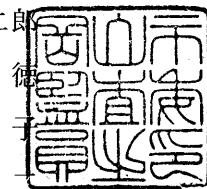
細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
駐車場使用料（滞納繰越分）	円 734,590	円 160,000	円 574,590	% 21.8

岡山市監査委員公表第11号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和5年3月17日

岡山市監査委員 重 松 浩二郎
同 土 居 幸 徳
同 中 原 淑 子
同 吉 本 賢



岡教就第1872号

令和5年3月13日

岡山市監査委員様

岡山市教育委員会

教育長 三宅 泰司

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和4年11、12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



別紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況(令和4年11, 12月実施分)

教育委員会事務局 学校教育部 就学課

指摘事項

令和4年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、高等学校授業料において50万円余(収納率0%)、損害賠償金において11万円余(収納率0%)認められました。今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分のあるものについては滞納繰越を生じないよう要望します。

改善措置状況

1. 高等学校授業料の滞納繰越分のうち、平成27年度分(1か月分 9,900円)については、時効完成により、やむなく不納欠損処理(令和4年9月7日付)を行いましたが、その他の債権については、従来からの電話及び文書による催告に加えて、今年度は訪問による催告を繰り返し実施し、保護者へ納付の働きかけを行った結果、平成27年度分の一部(2か月分 19,800円)及び平成30年度分の一部(3か月分 29,700円)が納付されています。

今回のご指摘を踏まえ、今後とも、現年分を含めた未納の保護者に対しては、生活困窮などの個別の状況を把握しつつ、電話等による催告はもとより、在学中の生徒に係るものについては、学校との連携を強化し、滞納の解消に向けてより一層取り組んでまいります。

<高等学校授業料(滞納繰越分)>

(令和4年9月30日現在)

調定額(円)	収入額(円)	不納欠損額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
514,800	0	9,900	504,900	0.0

(令和5年3月3日現在)

調定額(円)	収入額(円)	不納欠損額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
514,800	49,500	9,900	455,400	9.6

2. 損害賠償金の滞納繰越分については、分納計画に基づいた納付を促すため、電話・文書等のあらゆる手段を行っています。今回のご指摘を踏まえ、今後とも、訪問による納付の働きかけや状況の把握を行うなど、完納に向けて、なお一層の対応に努めてまいります。

<損害賠償金(滞納繰越分)>

(令和4年9月30日現在)

調定額(円)	収入額(円)	不納欠損額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
119,424	0	0	119,424	0.0

(令和5年3月3日現在)

調定額(円)	収入額(円)	不納欠損額(円)	収入未済額(円)	収納率(%)
119,424	0	0	119,424	0.0